

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 国土利用計画の決定

告 示

鳥取県告示第五百七十五号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第七條の規定に基づき、
国土利用計画(鳥取県計画)を定めたので、同条第五項の規定により、次
のとおり公表する。

昭和五十二年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国 土 利 用 計 画 (鳥取県計画)

前 文

我が国の経済は、高度経済成長政策により飛躍的な発展を遂げてきた。

本県においても、国の諸施策に対応し、総合開発計画を策定するなど地
域の開発に努力を重ねてきた結果、県民所得、生活水準等社会経済の諸般
にわたり、かなりの成果を見、県勢はおおむね順調に進展してきたもの
の、地域格差はまだ解消していない状況にあるので、今後も各種産業生活基盤
の整備と県民所得の向上は、県政推進上の重要な課題である。しかしなが
ら、近年我が国を取り巻く国際的な環境は大きく変動し、食糧、エネルギー
一等の資源の有限性の強まりが認識されるようになるとともに、国内的に
も土地、水、資源等の有限性と環境保全の重要性が強く叫ばれ、国民の生
活に対する意識も安定した豊かな住みよい環境への志向が強まってきた。

この計画は、新しい社会経済環境下における地域政策の課題とその基本
的方向に沿いつつ、生活環境の充実、自然環境の保全、産業基盤の整備等
を効果的に推進し、県民の福祉の向上を図るため、県土利用に関する将来
指針を定め、長期にわたつて総合的かつ計画的に均衡ある県土の利用と保
全を確保することを目的として策定するものである。

この計画は、国土利用計画法第5条の全国計画を基本としつつ、同法第
7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、
同法第8条の市町村計画、同法第9条の土地利用基本計画及び関係諸法令
等に基づいて策定される県土の利用に関する諸計画の基本となるものであ
る。

この計画は、市町村計画が策定された場合には、市町村計画を集成し、

必要に応じて見直しを行うものとする。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境を確保し、長期にわたって安定した均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

県土の利用を計画するに当たっては、第3次鳥取県総合開発計画の基本目標である県民福祉の充実と県勢発展のため、各種産業生活基盤の整備の促進と本県特有の美しい自然環境の保全との調和を基調とし、次の諸点に配慮するものとする。

ア 県民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、治山、治水、海岸保全、公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存等に配慮する必要があること。

イ 本県の人口は、近年増加の基調に転じたが、今後も引き続き都市人口の増加や都市化現象が進展し、都市における社会的、経済的諸活動の拡大が見込まれるため、これらに伴って生ずる土地需要に適切に対処しなければならないこと。

ウ 食糧の国際的な需給関係の変化に対応し、食用農産物の自給率の向上と安定供給に資するため、農用地の確保と有効利用の促進を図る必要があること。

エ おおむね3,500haの限られた県土において、県土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの個々の需要に対応しきれない状況にあるので、極力土地の有効利用を促進し、可能な限り、その節減を図らなければならないこと。

オ 森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、利用の転換に限界があること並びに利用転換の行為が自然生態系や周辺の土地利用に影響を与えることを考慮し、慎重に行わなければならないこと。

(2) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地

食糧は、生活の基礎物資であるため、食用農産物の自給率の向上と安定供給は極めて重要である。

一方、農産物の国際的な需給動向は、開發途上国の人口増加や天候異変により、不安定化してゆく傾向にある。このため、必要な農用地を確保し、農産物の安定供給を図ることは、土地利用の基本である。特に、優良農用地については、積極的に保全整備し、生産性の向上を図るほか、適地における農用地の開発、造成等土地基盤の整備を積極的に推進する。

イ 森林

森林は、林業経営の基盤であると同時に水源かん養や自然生態系保全の場として、県民生活と深いかわり合いを有している。

近年、森林地域での各種の開発に対処した林地の保全や都市化の進展に対応した水、緑地環境の確保が緊急な課題となつてきた。

このため、木材生産機能及び県土保全、水資源かん養、保健林養、

自然環境の保全等の公益的機能を総合的に發揮し得るよう、必要な森林の確保と整備を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な居住環境を確保するため、積極的に緑地としてその保全と整備を図る。

更に、旧薪炭林地等のうち、低位利用にあるものについては、積極的に拡大造林を進め、森林として高度利用を図るとともに、その利用転換に当たっては、周辺の土地利用について十分配慮しつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

ウ 原野

原野については、環境保全に配慮しつつ、森林等へ転換し、その有効利用を図るとともに、湿原、野生鳥獣の生息地等貴重な自然環境を形成しているものについては、その保護保全を図る。

エ 水面・河川・水路

(ウ) 水面

本県の水面は、鳥取・島根両県にまたがる中海のほか、湖山地及び東郷池に代表される。

これらの湖沼及びその周辺は、白鳥など野生鳥類の飛来地等となっており、貴重な自然環境を形成しているため、その保護保全を図るとともに、都市周辺の良好な自然環境として積極的な整備に努める。

また、本県は山陰地方特有の多雨地帯に属し、地質も風化浸食に弱い特殊土じょう地帯が広く分布しているため、河川やけい流での土砂の調節が必要である。また、降水も貯りゆうされることなく放出されるので、今後増大する水需要に対応するため、利水

ダムが必要である。

この治水・利水両面の要請にこたえるため、必要なダム建設用地の確保を図る。

また、その整備に当たっては、関係地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全に配慮するものとする。

(イ) 河川

河川の災害は、近年減少しているが、河川改良率はまだ低く、集中豪雨に対し弱い面を表している。

これは、異常な気象の発生に加え、県土開発の進展や人口の市街地への集中等による土地利用形態の変化が原因と考えられる。

今後河川の整備に当たっては、河川の安全度の向上を第一とし、主要河川及び中小河川の改修を促進する。都市河川については、都市排水対策、浄化対策等環境整備の立場から積極的に整備を行う。

このため、必要な用地の確保を図るとともに、その整備に当たっては、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、河川敷の多目的利用(緑地、スポーツ広場等の利用)に努める。

(ウ) 水路

水路については、水田の田畑輪換と大型機械の導入を円滑に行うため、農地生産性の向上を図るため、農業用排水路の分離化を促進し、これに必要な用地の確保を図る。

オ 道路

(イ) 一般道路

一般道路が運輸のみならず、県土の利用や快適な生活環境の形成に果たす役割は大きい。

本県の道路交通量は、近年急速な伸びを見せ、今後もお増勢にあるので、次のような基本方向で道路の整備を行う必要がある。

第1に、自動車交通の広域化に対応し、主要都市間道路の高規格化を図るとともに、地域内交通と通過交通の分離化を行って都市内交通の混雑緩和を図ること。

第2に、中国縦貫高速自動車道の開通に伴い、陰陽連絡国道等の交通量が激増したため、峠部の交通難解消と連絡高速自動車道の整備を図ること。

第3に、農山村地域における生活関連道路、主要な観光地、空港、港湾、流通業務団地等との連絡道路の整備を図ること。

であり、これらに必要な用地の確保を図る。

道路の整備に当たっては、良好な自然環境の保全、公害の防止並びに地域住民の安全性、便民性及び快適性に配慮する。

(イ) 農林道

農林道については、農林業の生産性の向上、農林地の適正な管理及び農山村地域の生活環境の改善を図るため整備を進め、これに必要な用地の確保を図る。

農林地の整備に当たっては、自然環境の保全と適正な道路網の形成に十分配慮しつつ行うものとする。

カ 宅地

(イ) 住宅地

近年、住宅事情は、住宅数が世帯数を超え、数の不足はないが、住宅の規模、設備等の質の面では、まだ低水準にある。

今後は、これら水準以下の居住世帯の解消と予想される人口及

び世帯数の増加、特に都市での新規需要に対応し、望ましい居住水準を目標として、交通、生活環境、文教施設等の関連公共・公益施設の整備を進めながら、必要な用地の確保を推進する。

また、都市においては、オーブンスペースの確保と居住環境の改善を図りつつ、既成市街地の再開発を促進するなど土地利用の高度化を図るものとする。

(イ) 工場用地

環境の保全、関連公共施設の整備状況等に配慮し、既存工業の再配置を促進するとともに、新規立地工業については、工業適地等への計画的導入を行って、工業生産の拡大を図る。

このため、必要な用地の確保と整備を行う。

キ 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民福祉の向上を目標とした行政需要の増大に対応し、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図るものとする。

なお、公園緑地の整備に当たっては、地震及び火災時の避難場所等として、その利用が確保されるよう配置、規模等に十分配慮する。

ク 市街地（人口集中地区）については、都市人口の増加に対応して、面積の拡大が予想されるので、これに関連した都市的土地利用については、農林業的土地利用との計画的な調整を図るとともに、市街地及びその周辺にわたる地域において環境の保全に留意しつつ、都市施設の整備を促進し、計画的な市街地の形成を図る。

ケ 海岸及び沿岸海域については、漁業、港湾、海上交通、レクリエーションなどの利用がなされ、人とのかかわり合いが深く、次代に引

き継ぐ貴重な資源であるので、極力保全するものとする。

その利用については、景観の保護、海洋生態系の保全等に十分配慮して行うこととし、沿岸海域の埋立てに当たっては、潮流の変化による海岸線への影響、漁場としての利用状況、背後地の土地利用等の自然的、社会的、経済的条件下に十分な配慮を払いつつ、慎重にを行うものとする。

(3) 県土の保全に関する基本方向

ア 自然の保護利用

人は、自然との密接なかわり合いを持ちながら、安全と豊かさを求めて、自然を保護利用している。

本県は、農地、山地、河川、湖沼、海浜等多様な自然に恵まれているが、このかけがえのない資源を保護し、復元造成して、次代に引き継ぐことは、県民全体の責務である。

自然環境のうち、特異な地形地質、自然度に優れた植生、希少な野生鳥獣の生息地、歴史的遺産のほか郷土色豊かな文化財については、自然環境保全地域等として優先的に保護保全を図るものとする。また、美しい優れた景観を有する山野、海浜等については、県民の健全なレクリエーションの場として、中心的役割を果たすものである。自然公園等として優先的に利用と保護を図る。

都市周辺において良好な生活環境を確保するために必要な緑地空間については、積極的な保護造成を図るものとする。

なお、これら自然環境の保護保全に当たっては、農林業との調整について十分配慮するものとする。

イ 県土保全

本県の地形は、南北に短く、かつ急しゅんで、特殊土じょう地帯であるため、土砂の生産が盛んである上、降雨量も多く、自然災害に対する危険度は高い。

海岸線についても、日本海特有の冬期風浪による侵食等が著しい。

また、近年山地の開発、都市周辺における宅地開発等土地利用形態の急激な変化により、水源かん養機能や保水能力の低下を来し、土砂流出、地すべり、河川のはんらん等をもたらすおそれがある。

これらに対処するため、山地の保全に当たっては、荒廃林地の復旧や水源かん養林等の保安林の整備を進め、各種機能の回復と充実を図るとともに、都市周辺の中小河川の整備や土砂対策を積極的に進める。

また、災害予防の見地から地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を促進するとともに、有害な土地利用の生じないよう適切な規制と誘導を行う。

海岸のうち、侵食等の著しい要防護海岸については、海岸保全地域に指定し、高潮、波浪等による災害に耐え得る海岸保全施設を整備し、県土の保全機能の向上に資するものとする。

2 県土の利用区分別の規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用区分別の規模の目標

ア 計画の目標年次は昭和60年とし、基準年次は昭和47年とする(参考として、昭和50年を掲記する。)

イ 県土の利用に関し基礎的な前提となる目標年次の人口と普通世帯数は、それぞれ、およそ628,000人、178,000世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標については、従来の推移を勘案し、将来人口等を前提として目標年次までに必要な用地面積を予測し、利用区分相互間の調整を行い、定めるものとする。

オ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

表 利用区分別の規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	昭和47年	昭和50年 (参考)	昭和60年	増 減 (47~60年)	構 成 比		
					昭和47年	昭和60年	
農 用 地	50,041	47,341	46,910	△ 3,131	14.3	13.4	
	農 地	49,500	46,800	46,670	△ 2,830	14.2	13.3
	採草放牧地	541	541	240	△ 301	0.1	0.1
森 林	257,581	258,938	255,882	△ 1,699	73.8	73.2	
原 野	3,266	2,097	498	△ 2,768	0.9	0.1	
水面・河川・水路	9,596	9,622	10,078	482	2.7	2.9	
道 路	5,880	6,171	8,630	2,750	1.7	2.5	
宅 地	6,576	7,424	9,586	3,010	1.9	2.7	
	住 宅 地	4,989	5,269	6,576	1,587	1.4	1.9
	工 場 用 地	488	549	1,102	614	0.2	0.3
	事務所、店舗等の宅地	1,099	1,606	1,908	809	0.3	0.5
そ の 他	16,230	17,585	18,193	1,963	4.7	5.2	
計 (県土面積)	349,170	349,178	349,777	607	100.0	100.0	
市 街 地	1,840	2,540	3,530	1,690	0.5	1.0	

注 (1) 地目別区分は、「国土庁「公共施設用地調査」による。
 (2) 農地は、田及び畑である。
 (3) 道路は、一般道路及び農林道である。
 (4) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。昭和47年欄の市街地の面積は、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域の区分は、自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、東部地域、中部地域及び西部地域の3区分とする。

イ 3地域の目標年次における人口と普通世帯数は、おおよ次のとおりと想定する。

地 域 区 分	人口 (千人)	普通世帯数
東 部 地 域	252	70,400
中 部 地 域	121	33,500
西 部 地 域	255	74,100

注 1 東部地域とは、主として千代川流域を中心とする

地域で鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気

高郡の全域をいう。

2 中部地域とは、主として天神川流域を中心とする

地域で倉吉市及び東伯郡の全域をいう。

3 西部地域とは、主として日野川流域を中心とする

地域で米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の全域を

いう。

ウ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

(ア) 東部地域

農用地については、宅地、道路等への転換が引き続いて行われ

るが、畑及び放牧地の造成を積極的に進めることにより、1,350ha程度の減少にとどまるものと見込まれ、15,680ha程度となる。

森林については、従来微増又は横ばいであったが、農地等への転換により、820ha程度減少し、119,030ha程度となる。

原野については、森林化が促進されることにより、440ha程度が転換され、60ha程度になるものと予想される。

水面・河川・水路については、ダムの築造、河川の改修、農業用排水路の整備等により、190ha程度の増加が見込まれ、4,470ha程度となる。

道路については、一般道及び農林道の整備により900ha程度増加し、2,980ha程度となる。

宅地については、都市の世帯増に伴う住宅地の増加620ha程度が見込まれるほか、工業生産の拡大に伴う工場用地の増加等によって1,090ha程度増加し、3,410ha程度となる。

その他については、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設等の整備により、6,220ha程度となる。

市街地の面積については、都市人口の増加により、600ha増加し、1,340ha程度となる。

なお、この地域の総面積は、公有水面の埋立てにより、40ha程度の増加が見込まれる。

(イ) 中部地域

農用地については、この地域が本県の中心的農業地域であることから、極力減少を抑制することにより、13,890ha程度となる。

森林については、今後等への転換により減少し、52,670ha程

度となる。

原野については、1,090ha減少し、130ha程度となる。

水面・河川・水路については、農業用ダム及び排水路の整備等により、160ha程度増加し、3,110ha程度となる。

道路については、680ha程度増加し、2,290ha程度となる。

宅地については、住宅地、工場用地等が610ha程度増加し、2,000ha程度となる。

その他については、360ha程度の増加が見込まれ、3,870ha程度となる。

市街地の面積については、320ha増加し、500ha程度となる。

なお、この地域の総面積の増は、4ha程度である。

(ウ) 西部地域

農用地については、干拓事業等積極的な農地造成を進めるが、この地域は中海地区新産業都市を包含しているため、1,300ha程度の減少が見込まれ、17,340ha程度となる。

森林については、640ha程度減少し84,190ha程度となる。

原野については、森林等への転換により、大幅に減少し、300ha程度となる。

水面・河川・水路については、ダムの築造等により、140ha程度増加し、2,500ha程度となる。

道路については、高速道路等の整備に伴い、大幅に増加し、3,360ha程度となる。

宅地については、住宅地の増加のほか工場用地の大幅な増加により、4,170ha程度となる。

その他については、文教施設、公園緑地、港湾施設等の増加により、大幅に増え、8,100ha程度となる。

市街地の面積については、770ha増加し、1,700ha程度となる。なお、この地域の総面積は、公有水面の埋立てにより、563ha程度の増加が見込まれる。

- 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
- 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

ア 国土利用計画法に基づき鳥取県土地利用基本計画に必要な改訂を加え、これに即して、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等による地域・地区の指定又は変更を必要に応じて行うなど、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。

イ 国土利用計画法に基づく規制区域の指定、土地取引の規制に関する措置等同法の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

ウ 未利用地の利用促進については、国土利用計画法に基づく遊休土地制度の適正な運用などにより、その有効かつ適切な利用の促進を図る。

(2) 地域振興整備施策の推進

本県の3地域は、それぞれ千代川、天神川及び日野川流域を中心にまとまった一つの広域生活圈を形成し、各々異った特性を有している。地域の振興整備に当たっては、その特性を生かし、中心都市と周辺地

域との機能分担や周辺地域の社会的、経済的開発進捗等に十分配慮しつつ、総合的な環境の整備を促進する。

(3) 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保

ア 泉土の保全、公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、歴史的風土の保存等を図るため、土地利用を規制する区域の設定などを、行い、開発行為等の規制の措置を講ずる。

イ 泉土の保全及び良好な生活環境を確保するため、開発行為等について必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化を図る。

特に、ゴルフ場等の大規模なものについては、当面抑制の方向で対処するものとし、開発を行う場合にあつては、個別の法的土地利用規制前に周辺地域をも含めて十分な総合的調査を行い、泉土の保全、環境の保全等を図りつつ、適正な土地利用の確保を図る。

ウ 都市の自然(緑)と良好な居住環境を確保するため、市街地において必要な緑地を積極的に確保する。

エ 環境の保全と適正な土地利用を確保するため、過密地域、優良農用地等への工場立地を抑制し、住農工混在による諸問題の解消と防止を図るとともに、し尿、ごみ、産業廃棄物等の処理用地の確保を推進する。

オ 騒音公害等を防止し、良好な自然環境を確保するため、道路等の交通施設の整備に当たつては、緩衝緑地帯の設置、住宅移転等の周辺対策を推進する。

カ 地域社会の安全を確保するため、工場の立地、市街地の整備等に当たり、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用

用を図る。

(4) 利用区分ごとの措置

ア 農用地については、農業振興地域の整備に関する法律等の適切な運用により、優良農用地の確保に努めるほか、農地、草地等の造成、土地改良事業等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地の有効利用のための不作付け地の解消、裏作付けの積極的拡大等農用地利用増進のための措置を講ずるものとする。

なお、農用地の利用転換については、食糧の安定供給及び農業経営の安定と健全化に配慮し、非農業的土地利用との計画的調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地の確保を図るものとする。

イ 森林については、森林法による地域森林計画等によつて、森林の有する木材生産機能及び水源かん養、災害防止、保健保全等の公益的機能を明らかにし、これらの機能に応じた適正な施業と整備を計画的に推進する。

また、林業生産基盤の拡充のため、林道の開設、森林施業計画制度等による人工造林の推進を図るとともに、復旧治山、予防治山、防災林造成等の治山事業を積極的に行うものとする。

なお、森林の利用転換については、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化、水源かん養及び保健休養の場の確保の支障のおそれなどを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図りつつ行うものとする。

ウ 宅地については、公共及び民間による計画的な宅地開発を進めるとともに、新住宅市街地の形成と住環境の整備を行うため土地区画

整理事業等を積極的に推進する。

また、都市においては、既成市街地の再開発を促進するとともに、オープンスペースの確保と居住環境の整備を図りつつ、住宅の中高層化に努め、土地利用の高度化を図る。

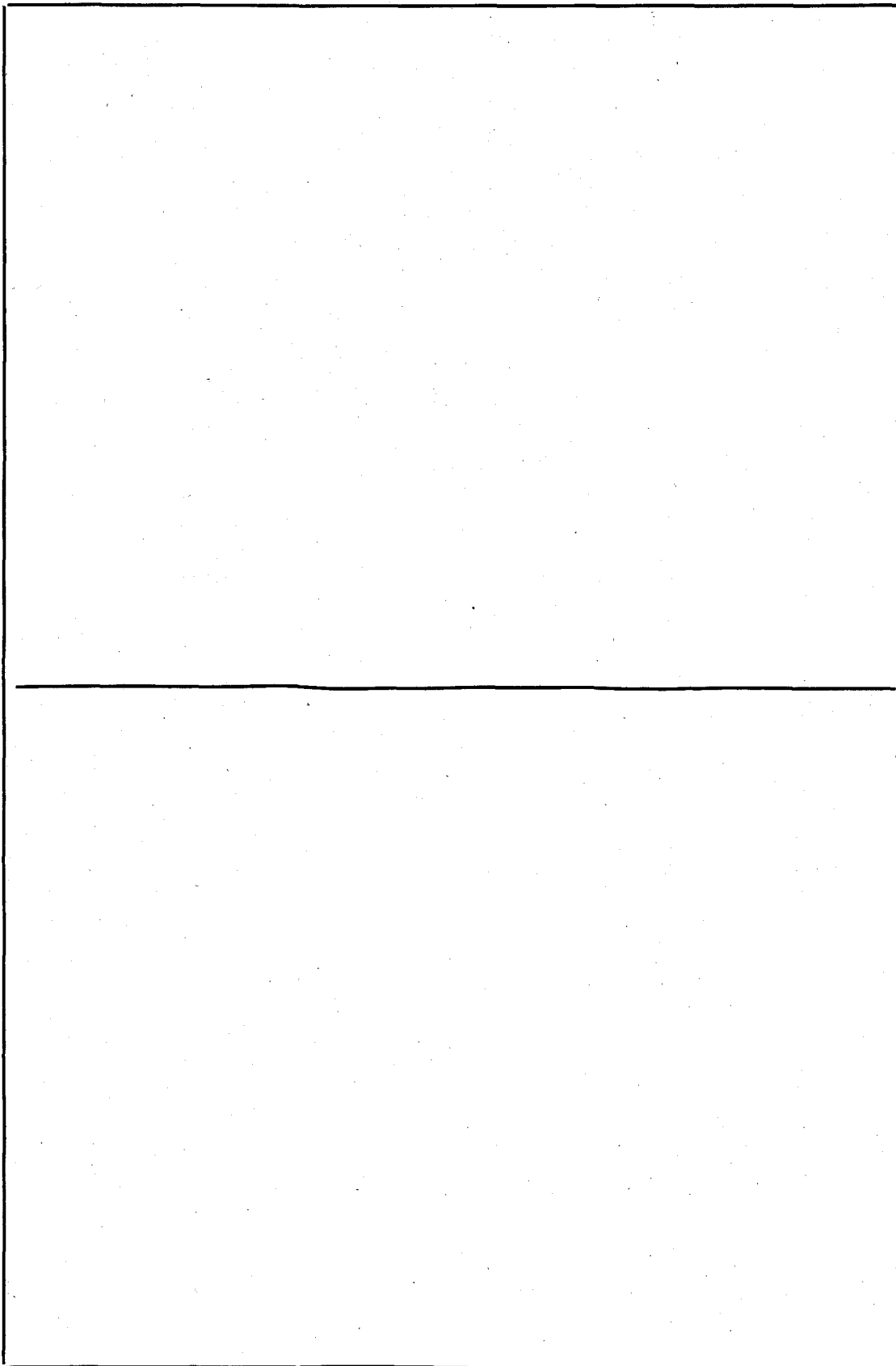
エ 工場用地については、工場立地法に基づき工場適地等関連法による指定地域・地区へ計画的に配置することにより、工業の再配置を促進し、公害の防除を図る。

なお、工業の立地に当たっては、地域社会との調和及び周辺の土地利用への影響等について十分配慮するものとする。

オ その他の文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設については、地域の人口、交通条件、既存施設の地域的配置等に配慮しつつ、適正な配置と整備を促進する。

(5) 県土に関する調査の推進

県土を科学的かつ総合的には握し、土地利用に関する行政の合理的運用に努める。このため、国土調査法に基づき調査を促進するほか、県土に関する基礎的な情報の整備を図る。



(参考附表)

東部地域・中部地域・西部地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位: ha・%)

区 分	全 県						東 部 地 域						中 部 地 域						西 部 地 域					
	昭 和 47 年	(参考) 昭 和 50 年	昭 和 60 年	増 減 (47~ 60年)	構 成 比		昭 和 47 年	(参考) 昭 和 50 年	昭 和 60 年	増 減 (47~ 60年)	構 成 比		昭 和 47 年	(参考) 昭 和 50 年	昭 和 60 年	増 減 (47~ 60年)	構 成 比		昭 和 47 年	(参考) 昭 和 50 年	昭 和 60 年	増 減 (47~ 60年)	構 成 比	
					昭 和 47 年	昭 和 60 年					昭 和 47 年	昭 和 60 年					昭 和 47 年	昭 和 60 年					昭 和 47 年	昭 和 60 年
農 用 地	50,041	47,341	46,910	△ 3,131	14.3	13.4	17,032	15,932	15,680	△ 1,352	11.2	10.3	14,366	13,966	13,890	△ 476	18.4	17.8	18,643	17,443	17,340	△ 1,303	15.6	14.4
田	33,500	31,500	29,680	△ 3,820	9.6	8.5	12,900	12,000	11,260	△ 1,640	8.5	7.4	8,400	8,000	7,750	△ 650	10.8	9.9	12,200	11,500	10,670	△ 1,530	10.2	8.9
畑	16,000	15,300	16,990	990	4.6	4.8	4,100	3,900	4,390	290	2.7	2.9	5,800	5,800	6,080	280	7.4	7.8	6,100	5,600	6,520	420	5.1	5.4
採草放牧地	541	541	240	△ 301	0.1	0.1	32	32	30	△ 2	0	0	166	166	60	△ 106	0.2	0.1	343	343	150	△ 193	0.3	0.1
森 林	257,581	258,938	255,882	△ 1,699	73.8	73.2	119,845	120,633	119,026	△ 819	79.0	78.4	52,913	53,304	52,671	△ 242	67.8	67.5	84,823	85,001	84,185	△ 638	71.0	70.2
人工林	119,532	125,690	146,395	26,863	34.3	41.9	57,011	59,374	67,766	10,755	37.6	44.6	24,750	26,009	30,504	5,754	31.7	39.1	37,771	40,307	48,125	10,354	31.6	40.1
天然林	125,337	122,508	101,131	△ 24,206	35.9	28.9	57,544	56,594	47,755	△ 9,789	37.9	31.5	25,326	25,034	20,335	△ 4,991	32.5	26.1	42,467	40,880	33,041	△ 9,426	35.6	27.6
その他	12,712	10,740	8,356	△ 4,356	3.6	2.4	5,290	4,665	3,505	△ 1,785	3.5	2.3	2,837	2,261	1,832	△ 1,005	3.6	2.3	4,585	3,814	3,019	△ 1,566	3.8	2.5
原 野	3,266	2,097	498	△ 2,768	0.9	0.1	504	123	62	△ 442	0.3	0	1,222	645	132	△ 1,090	1.6	0.2	1,540	1,329	304	△ 1,236	1.3	0.2
水 面・河川・水路	9,596	9,622	10,078	482	2.7	2.9	4,277	4,278	4,465	188	2.8	2.9	2,956	2,974	3,114	158	3.8	4.0	2,363	2,370	2,499	136	2.0	2.1
水面	1,833	1,843	2,072	239	0.5	0.6	810	815	869	59	0.5	0.6	664	669	766	102	0.9	1.0	359	359	437	78	0.3	0.4
河川	6,453	6,453	6,546	93	1.8	1.9	3,044	3,044	3,107	63	2.0	2.0	1,904	1,904	1,918	14	2.4	2.5	1,505	1,505	1,521	16	1.3	1.3
水路	1,310	1,326	1,460	150	0.4	0.4	423	419	489	66	0.3	0.3	388	401	430	42	0.5	0.5	499	506	541	42	0.4	0.4
道 路	5,880	6,171	8,630	2,750	1.7	2.5	2,088	2,207	2,983	895	1.4	2.0	1,610	1,662	2,288	678	2.1	2.9	2,182	2,302	3,359	1,177	1.8	2.8
一般	3,491	3,730	5,457	1,966	1.0	1.6	1,262	1,335	1,810	548	0.9	1.2	863	915	1,392	529	1.1	1.8	1,366	1,480	2,255	889	1.1	1.9
農道	1,629	1,650	1,847	218	0.5	0.5	485	490	559	74	0.3	0.4	543	546	608	65	0.7	0.8	601	614	680	79	0.5	0.6
林道	760	791	1,326	566	0.2	0.4	341	382	614	273	0.2	0.4	204	201	288	84	0.3	0.3	215	208	424	209	0.2	0.3
宅 地	6,576	7,424	9,586	3,010	1.9	2.7	2,324	2,645	3,413	1,089	1.5	2.3	1,392	1,607	2,005	613	1.8	2.6	2,860	3,172	4,168	1,308	2.4	3.5
住宅地	4,989	5,269	6,576	1,587	1.4	1.9	1,776	1,876	2,394	618	1.2	1.6	1,018	1,075	1,320	302	1.3	1.7	2,195	2,318	2,862	667	1.8	2.4
工場用地	488	549	1,102	614	0.2	0.3	157	176	328	171	0.1	0.2	101	114	208	107	0.1	0.3	230	259	566	336	0.2	0.5
事務所・店舗等の宅地	1,099	1,606	1,908	809	0.3	0.5	391	593	691	300	0.2	0.5	273	418	477	204	0.4	0.6	435	595	740	305	0.4	0.6
そ の 他	16,230	17,585	18,193	1,963	4.7	5.2	5,739	5,995	6,220	481	3.8	4.1	3,509	3,811	3,872	363	4.5	5.0	6,982	7,779	8,101	1,119	5.9	6.8
合 計	349,170	349,178	349,777	607	100.0	100.0	151,809	151,813	151,849	40	100.0	100.0	77,968	77,969	77,972	4	100.0	100.0	119,393	119,396	119,956	563	100.0	100.0
市 街 地	1,840	2,540	3,530	1,690	0.5	1.0	740	990	1,340	600	0.5	0.9	180	260	500	320	0.2	0.6	920	1,290	1,690	770	0.8	1.4

註) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。昭和47年欄の市街地の面積は、昭和45年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(参考附表)

県土の保全に関する現況

昭和52年5月31日現在

区 分	現 況 面 積 (ha)
国 立 公 園	15,055
国 定 公 園	8,647
県 立 公 園	19,739
自然環境保全地域	34
風 致 地 区	40
都市緑地保全地区	—
史跡名勝天然記念物	1,053
鳥 獣 保 護 区	33,815
保 安 林	122,890
砂 防 指 定 地	4,414
地すべり防止区域	151
急傾斜地崩壊危険区域	53
海 岸 保 全 区 域	657
河 川 保 全 区 域	1
特殊土じよう地帯	2,389
(参 考) 県 土 面 積	349,192